

ひとり親世帯のために

児童家庭課

☎973-4983



児童扶養手当の支給

離婚などにより、ひとり親となった児童の母親や父親、又は両親に代わって児童を養育している人に対し、その児童が18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの期間（心身に中程度以上の障害がある場合は20歳になる月まで）支給します。

※ただし、所得制限や資格要件等があります。

※平成22年8月より父子家庭も手当の対象となっています。

【手当の額】

※平成23年4月分より改正有り。

・全部支給（月額）

41,720円（平成22年度）

←

41,550円（平成23年度）

・一部支給（月額）

41,710円～9,850円

←

41,540円～9,810円

（平成23年度）

（平成22年度）

母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭及び養育者世帯に対し、医療費の本人負担分の一部を助成します。

【対象者】

うるま市に住所があり、医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・母子家庭の母と児童
- ・父子家庭の父と児童

・養育者が養育する父母のいない児童
※ただし、所得制限や資格要件等があります。

母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣事業）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が、修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣します。利用される方は事前に登録が必要です。

母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭や寡婦の方たちの経済的自立の援助と児童の福祉のために、無利子で資金の貸付を行っています。申請

窓口はうるま市で、県（中部福祉保健所）の審査等を経て貸付の可否が決定されます。

【資金の種類】

修学（児童）・技能習得・修業・就職
支度・医療介護・生活・転宅・就学支度・結婚・事業開始・事業継続など

母子家庭の母の資格取得と経済的自立を支援するために次のような給付制度があります

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

医療事務やホームヘルパーなど指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40%（8,001円以上で20万円以下）を支給します。
※受講開始前に必ずご相談ください。

高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に生活の負担軽減を図るための費用を支給します。
※事前に必ずご相談ください。



うるま市一人親世帯等 新入学児童激励事業

赤い羽根共同募金配分金事業を活用して、うるま市内に居住する一人親世帯等の新入学児童に対して激励金を支給します。

【対象】

- ①母子世帯（小学校1年生）
 - ②父子世帯（小学校1年生）
 - ③その他、祖父母等が養育している世帯（小学校1年生）
- ※生活保護世帯は対象外とする。

【申請方法】

所定の申請書に必要事項を記入し、居住する地区の社会福祉協議会（本所・支所）に提出してください。

【受付期間】

4月13日（水）～4月27日（水）

【お問合せ先】

うるま市社会福祉協議会

- ・本所（総務課） ☎ 973-5459
- ・石川支所 ☎ 964-2494
- ・勝連支所 ☎ 978-5914
- ・与那城支所 ☎ 978-0011